

地域加算に係る診療報酬上の評価の在り方について

1. 現行の診療報酬上の評価の概要

- 平成6年度診療報酬改定において、地域差の是正を図る観点から、医業経営における地域差に配慮し、入院環境料（\*）に対する地域加算を創設

\* 平成12年以降は、現行の入院基本料、特定入院料に対する加算

- 地域加算は、別に厚生労働大臣が定める地域区分（\*）による地域に所在する保険医療機関に対し、4区分に分けて加算している。

	区分	点数	主な地域
地域加算	1種地域	18点	東京都特別区
	2種地域	15点	八王子市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市 等
	3種地域	9点	伊丹市、福岡市 等
	4種地域	5点	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、奈良市、広島市 等

\* 別に厚生労働大臣が定める地域区分については、国家公務員給与の調整手当の地域区分を基礎としている

2. 現行の診療報酬上の評価の課題

- 診療報酬における地域加算は、国家公務員給与の調整手当の支給割合及び支給区分を基礎としているところであるが、本年の国家公務員給与に係る人事院勧告においては、

- ・ 官民格差の大きさ等を考慮し、月例給を引き下げ
- ・ 現行の調整手当に替え、新たに地域手当を新設し、支給地域及び支給割合について、現行の4区分から、新たに6区分に分類

等とする勧告がなされ（別紙1）、先般、勧告どおり、給与関係法の改正が行われ、平成18年4月から施行されることとなった。（別紙2）

### 3. 論点

- 国家公務員給与の地域手当の新設に伴い、地域加算における地域区分等についても同様に、見直すことを検討してはどうか。

## 別紙第2

## 勸告(抄)

次の事項を実現するため、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成9年法律第65号)、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成12年法律第125号)等を改正することを勧告する。

## II 給与構造の改革のための関係法律の改正

## 1 一般職の職員の給与に関する法律等の改正

## (3) 諸手当

## ア 地域手当について

(ア) 一般職の職員の給与に関する法律第11条の3の規定による調整手当を、次のとおり、地域手当に改めること。

- a 地域手当は、地域における民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して人事院規則で定める地域に在勤する職員に支給すること。その地域に近接し、かつ、民間における賃金水準等に関する事情がその地域に準ずる区域に所在する官署で人事院規則で定めるものに在勤する職員についても、同様とすること。
- b 地域手当の月額、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、次の表に掲げる地域手当の級地の区分に応じ、同表に定める支給割合を乗じて得た額とすること。

級地	支給割合
1級地	100分の18
2級地	100分の15
3級地	100分の12
4級地	100分の10
5級地	100分の6
6級地	100分の3

- c 地域手当の級地は、人事院規則で定めること。

改正後の「一般職の職員の給与に関する法律」(抄)

(地域手当)

第十一条の三 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事院規則で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる地域に所在する官署で人事院規則で定めるものに在勤する職員についても、同様とする。

2 地域手当の月額、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 一級地百分の十八
- 二 二級地百分の十五
- 三 三級地百分の十二
- 四 四級地百分の十
- 五 五級地百分の六
- 六 六級地百分の三

3 前項の地域手当の級地は、人事院規則で定める。

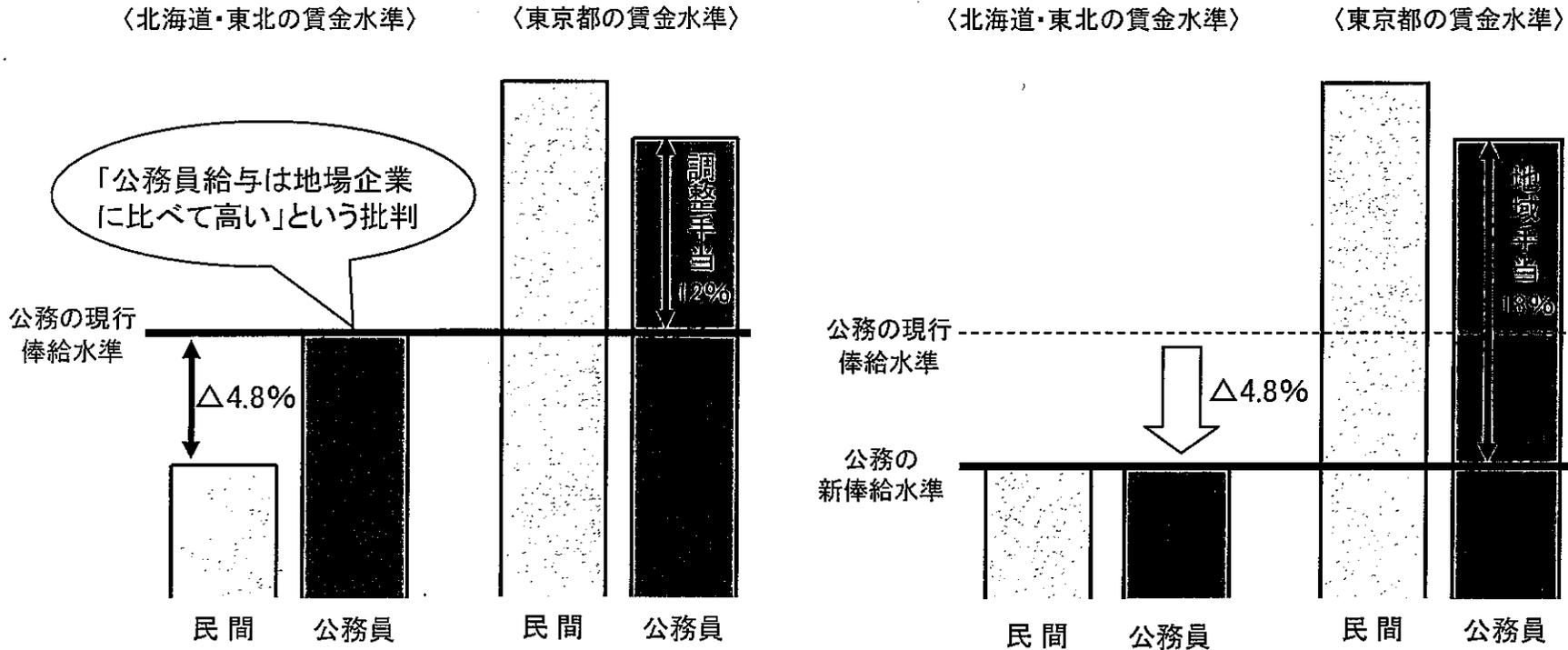
## 2-① 公務員給与に地場賃金を反映させるための地域間配分の見直し

民間賃金の地域差をより公務員給与に反映させるため、次のような措置を講じます。

- ① 民間賃金の低い地域を考慮して俸給表水準を全体として平均4.8%程度引き下げます。
- ② 民間賃金が高い地域には3%～最高18%(現在12%)の地域手当を支給します。
- ③ 転勤のある民間事業所の賃金水準との均衡を考慮して、広域にわたる異動を行う職員に対し、異動後3年間、異動距離に応じ3%(60km以上300km未満)又は6%(300km以上)の広域異動手当を支給します。

現 行

見直し後



給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント (平成17年8月人事院)

(参考)

2-② 現行の調整手当の支給地域区分別の地域手当支給地域一覧

(都道府県庁所在地又は人口30万人以上の市)

調整手当 地域手当	12%	10%		6%		3%		非支給地	計
			暫定10%		暫定6%		暫定3%		
18%	特別区								1
15%		町田市、大阪市							2
12%		八王子市、横浜市、 川崎市、名古屋市、 吹田市、高槻市、 西宮市		さいたま市		船橋市		豊田市	10
10%		横須賀市、京都市、 豊中市、枚方市、 神戸市、尼崎市	堺市、 東大阪市	千葉市、福岡市		市川市、松戸市、 藤沢市、相模原市、 大津市、奈良市、 広島市		水戸市	18
6%						仙台市、川越市、 川口市、所沢市、 越谷市	柏市、静岡市	宇都宮市、甲府市、 津市、四日市市	11
3%							札幌市、岡崎市、 姫路市、和歌山市、 岡山市、北九州市、 長崎市	前橋市、富山市、 金沢市、福井市、 長野市、岐阜市、 浜松市、豊橋市、 一宮市、高松市	17
計	1	17		3		22		16	59